

答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、令和4年3月17日付けの生活保護変更通知書(以下「本件処分通知書」という。)により請求人に対して行った保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている。

市役所職員に、保護費を上げてくれるようお願いをしたところ、上げられないので、家賃をねぎってもらって下さいと言われたので、大家さんに無理を言って、家賃を値下げしてもらったら、保護費も減額されてしまったのは不当である。

住宅扶助の限度額が45,000円であるならば、45,000円をキッチリと支給してほしい。リハビリのために、老人ホームでの昼食代もかかっている。近年の物価高騰により、生活保護の最低限度の生活よりも苦しい生活を強いられている。文化的なことをするお金もない。どうか生活保護に対する見直しをしてほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年10月13日	諮問
令和4年12月9日	審議（第73回第1部会）
令和5年1月19日	審議（第74回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 冬季加算

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イは、東京都の冬季加算

地区区分はⅥ区に当たるとしている。また、同・(1)・イ・(ア)・第2類は、東京都内(Ⅵ区)の2級地(請求人の居住する〇〇市は、これに該当する(保護基準別表第9。))における冬季加算は、1人世帯においては、11月から翌年3月までに限り月額2,630円を計上することとしている。

(3) 住宅扶助の基準額・限度額

保護基準別表第3・1は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額(以下「一般基準額」という。)は、2級地では月額13,000円以内とし、同別表第3・2は、当該費用が一般基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)の範囲内の額とするとしている。

そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)」(平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。限度額通知)は、同年7月1日から適用する限度額について定め、限度額通知1・(1)は、〇〇市を含む2級地における住宅扶助費の限度額については、単身世帯では月額45,000円とするとしている。

また、限度額通知3は、同年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、同年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるものが、同通知1の住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、同年6月まで適用されている住宅扶助の基準額(以下「旧基準額」という。)の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、経過措置の適用について検討することとし、世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として「高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害す

るおそれがある場合」等に該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えないとしている。

(4) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件家賃が45,000円に減額となったことを受けて、あわせて、冬季加算額を削除する時期であったことから(1・(2))、請求人の令和4年4月以降の保護費を26,906円に変更することを決定したことが認められる。また、処分庁による保護費の算定に違算は認められない。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めにより行われたものであるといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、市役所職員に、保護費を上げてくれるようお願いをしたところ、上げられないので、家賃をねぎってもらって下さいと言われたので、大家さんに無理を言って、家賃を値下げしてもらったら、保護費も減額されてしまったのは不当であると主張する。

しかし、保護は、厚生労働大臣の定める基準(保護基準)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされているところ(1・(1))、処分庁が、本件家賃が45,000円に減額となったことを受けて、請求人の住宅扶助費を45,000円に変更したことは、法令等の定めにより行われたものであって(1・(3))、その結果として保護費が減額されたとしてもやむを得ないのである。

また、請求人は、住宅扶助費の限度額が45,000円なら同額をきちんと支給してほしいとも主張する。

しかし、請求人の保護費を算定するに当たって、請求人に係る住宅扶助費として45,000円が違算なく計上されていることは、上記2のとおりである。

さらに、請求人は、最低限度の生活よりも苦しい生活を強いられているから生活保護に対する見直しをしてほしいとも主張する。

この点について、請求人は、生活保護制度に対して、意見ないしは不合理な点を主張するものと解されるが、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。保護基準等については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹